

医療法人讃生会
デイ・ケア ほたる 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人讃生会が開設するデイ・ケアほたる（以下「事業所」という）が行う通所リハビリテーション事業及び介護予防通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリテーション事業等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要介護状態または要支援状態にある高齢者等に対して適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイ・ケア ほたる
- (2) 所在地 網走市潮見153番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションと兼職）

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医師 1名（兼務）
医師は、利用者の健康管理、心身機能の維持向上の指導、家族の身体的精神的負担の軽減を図るよう助言指導等を行う。
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1名以上
理学療法士又は作業療法士は、日常生活を営むうえで必要な機能の減退を防止及び回復するための訓練を行う。
- (4) 言語聴覚士 1名（兼務）
言語聴覚士は、病気や障害などにより話す事や聞く事、食べる事、飲み込む事が難しい方に対し回復するための訓練を行う。
- (5) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び適切な処置を行う。
- (6) 介護職員 6名以上
介護職員は、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行う。
- (7) 管理栄養士 1名（兼務）
管理栄養士は、利用者の摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始（12月31日から1月3日）は除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分より午後5時00分とする。
- (3) サービス提供の時間 午前9時45分から午後4時05分とする。

(利用定員)

第6条 1日に通所リハビリテーション等を提供する定員は40名とする。

(通常事業の実施区域)

第7条 通常事業の実施区域は、網走市、大空町の区域とする。

(通所リハビリテーション等の内容)

第8条 通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に適した機能訓練(理学・作業療法及びその他のリハビリ)のサービスを行い、その記録を保存する。
- (2) 医学的管理の下における介護、レクリエーション、食事、入浴及び送迎サービスを行う。
- (3) 利用者及びその家族に対する相談、助言等の援助を行う。

(通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第9条 医師及び作業療法士、その他専ら通所リハビリテーション等の提供に当たる通所リハビリテーション従業者及び介護予防通所リハビリテーション従業者(以下「医師等の従業者」という)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記録した通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成する。
- 2 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成し利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、利用者に交付する。
 - 3 医師等の従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(利用料)

第10条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する(1回につき)
(*印は、消費税込みの金額です)

* 食費(昼食代、おやつ代を含む)	700円
* バスタオル	55円
* フェイスタオル(2枚)	66円
* シャンプー・石鹸類	5円

- 3 事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(サービス利用の留意事項)

- 第11条 利用者が通所リハビリテーション等の提供を受ける際に留意すべき事項は次のとおりとする。
- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たり、職員の指示や定められた取り扱い要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
 - (2) 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法に規定する防火管理者を設置し、消防計画を作成するとともに、常に利用者の安全確保に努める。

(苦情処理)

第13条 当事業所は、提供した通所リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 当事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当事業所は、提供した通所リハビリテーション等に関し、法第23条に規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 当事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 当事業所は、提供した通所リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は、助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 当事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第14条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(記録の整備)

第15条 事業所は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

(身体拘束)

第16条 当事業所は、利用者様に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者様、他の利用者様の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等、適正な手続きを行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 当事業所は、利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び適切な取り扱いのためのガイダンスに沿って適切な取り扱いに努める。

2 当事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、利用者のための介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとする。他の介護事業所等に対しての情報提供については、あらかじめ利用者またはその家族の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第18条 当事業所は、業務上知りえた利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後・従業者でなくなった後においても第三者に漏らす事がないよう、必要な措置を講ずる。

(虐待の防止に関する事項)

第19条 当事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講ずる。

2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

3 虐待防止のための指針の整備

- 4 従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的実施し、また措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 当事業所はサービス提供中に従事者または養護者による高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するよう努める。

(衛生管理等)

- 第20条 当事業所は、利用者が使用する施設、食器その他の設備または飲用する物について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。
- 2 当事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。
 - 3 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を設置し、その結果について、従業者へ周知徹底を図る。
 - 4 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 5 当事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(勤務体制の確保)

- 第21条 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておく。
- 2 事業所は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の質の向上のために研修の機会を設ける。

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第22条 当事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の対策等)

- 第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施する。
 - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附則

この規定は、平成 18 年 6 月 1 日より、施行する。

平成 18 年 11 月 1 日より一部改正する。

平成 20 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 21 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 26 年 4 月 1 日より一部改正する。

平成 27 年 8 月 1 日より一部改正する。

平成 28 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 2 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 4 年 12 月 1 日より一部改正する。

令和 5 年 5 月 1 日より一部改正する。

令和 5 年 10 月 1 日より一部改正する。

令和 6 年 6 月 1 日より一部改正する。

令和 6 年 11 月 1 日より一部改正する。

令和 7 年 4 月 1 日より一部改正する。

令和 8 年 1 月 1 日より一部改正する。

令和 8 年 6 月 1 日より一部改正する。